

入 札 公 告 (建 設 工 事)

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 27 年 7 月 1 日

支出負担行為担当官

大阪航空局長 蒲生 猛

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 27

○阪空経第101号

1. 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工 事 名 那覇空港滑走路横断ケーブルダクト新設工事
- (3) 工事場所 沖縄県那覇市（那覇空港内）
- (4) 工事内容 本工事は、那覇空港滑走路増設に伴い幹線ダクトを新設するものであり、仮設備工、立坑築造工、薬液注入工、管推進工、ケーブルダクト工、マンホール築造工、仮設工、緑地工及び準備工（磁気探査）を実施するものである。

仮設備工	1 式
立坑築造工（径 9.2m、約 30m）	3 箇所
薬液注入工	約 60kl
管推進工	436m
ケーブルダクト工	約 440m
マンホール築造工	3 基
仮設工 敷鉄板	1 式
緑地工 種子吹付工	約 200 m ²
準備工	1 式

- (5) 工 期 契約締結日の翌日から平成 29 年 3 月 24 日まで

- (6) 使用する主要な資機材

推進工法用ヒューム管	約 180 本
コンクリート	約 300 m ³
CCVT 管 φ75×51～62 条 φ100×6 条	約 440m

- (7) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の

確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

- (8) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事である。ただし、入札時総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
- (9) 本工事は、総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する通知を行う工事である。
- (10) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (11) 本工事は、入札等を電子調達システムで行う対象工事である。
なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定 JV」という。）又は単体有資格者（以下「単体」という。）であること。

なお、特定 JV として競争に参加する場合は、別に公示する特定 JV の資格決定を受けること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時までに大阪航空局の平成 27・28 年度一般（指名）競争参加資格者のうち「土木工事業」での認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成 26 年 10 月 1 日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- (3) 特定 JV の代表者又は単体においては、大阪航空局における平成 27・28 年度一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が土木工事業において 1,100 点以上であること。

また、特定 JV の代表者以外の構成員においては、大阪航空局におけ

る平成 27・28 年度一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が土木工事業において 1,000 点以上であること。

- (4) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（2. (2) の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 6 月 28 日付空経第 386 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 次に掲げる施工実績を有すること。

- ① 特定 JV の代表者又は単体にあつては、平成 12 年 4 月 1 日以降に完成・引き渡し完了した、「同種工事①、②」の要件を満たす工事の実績を有する者であること。

（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合に限る。）

なお、当該実績が平成 13 年 4 月 1 日以降に完成した国土交通省の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が 65 点未満であるものを除く。

・同種工事

- ① 空港の制限区域における土木工事
- ② 及び大中口径管推進工法（呼び径 1350 mm 以上）、泥水式推進工法による延長 L=270m 以上の工事
- ③ 大中口径管推進工法（呼び径 800 mm 以上）、泥水式推進工法による工事

※①、②又は③は同一工事の必要はない

※「空港」とは、空港法（昭和 31 年法律第 80 号）に定める空港及び共用空港をいう。

※「制限区域内」とは、国管理空港で空港管理規則第 5 条に定められている「滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロン、管制塔、格納庫その他空港事務所長の承認を受けた者以外立ち入ってはならない区域」のこと又は、それに準ずる区域をいう。

② 特定 JV の代表者以外の構成員にあつては、平成 12 年 4 月 1 日以降に完成・引き渡し完了した、「同種工事①、③」の要件を満たす工事の実績を有する者であること。(元請けとしての実績に限る。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合に限る。)

なお、当該実績が平成 13 年 4 月 1 日以降に完成した国土交通省の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が 65 点未満であるものを除く。

(8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。なお、特定 JV の場合は全構成員が必ず 1 名以上配置しなければならない。ただし、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項に該当しない場合は、専任の義務は要しない。

なお、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

1) 1 級土木施工管理技士、1 級建設機械施工技士又はこれらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であること。

2) 下記に掲げる工事の経験を有する者であること。

① 特定 JV の代表者又は単体にあつては 2. (7)①に掲げる同種工事①の経験を有する者であること。

② 特定 JV の代表者以外の構成員にあつては 2. (7)①に掲げる同種工事①の経験を有する者であること。

3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

4) 競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。これを証することができる資料を求めることがあり、その提示がなされない場合は競争入札に参加できないことがある。

5) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間は以下のとおりとする。

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間。)

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）と

する。

- (9) 大阪航空局が発注した土木工事で、平成 25 年 4 月 1 日以降に完成した施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が 65 点以上であること。
- (10) 競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (11) 本工事に係る設計業務等の受託者との間に資本関係又は人的関係がないこと。なお、「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、「株式会社日本空港コンサルタンツ」である。
- (12) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者の決定方法

本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 入札参加者は、価格及び技術提案（管渠工における品質・出来形・材料管理について、空港運用及び狭所・深所に配慮した総合的な安全対策について）、施工体制の評価をもって入札を行い、3. (2) 評価対象要件に該当する者のうち、3. (3) 評価項目と評価基準によって得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ② 上記①において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(2) 評価対象要件

- ① 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

(3) 評価項目と評価基準

- ① 標準点
予定価格を超えない入札者に対して提案が適正であれば、標準点として100点を与える。
- ② 施工体制に対する評価点
施工体制に関する事項によって得られる施工体制評価点の合計は最大30点とする。「品質確保の実効性」及び「施工体制確保の確実性」について3段階で判定し、その評価に応じて、それぞれ15/5/0の加算点を与えるものとする。
- ③ 技術提案に対する加算点
「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」及び「社会的要請の対応に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。
 - a) 管渠工における品質・出来形・材料管理についてについて
上記、評価点の配点は、20点とする。
 - b) 空港運用及び狭所・深所に配慮した総合的な安全対策について
上記、評価点の配点は、20点とする。
- (4) 技術提案のヒアリングについて
技術提案のヒアリングについては実施し、詳細は入札説明書による。
- (5) 技術提案の採否等
技術提案の採否並びに評価については、競争参加資格の確認結果の通知に併せて通知する。

4. 入札手続き等

(1) 担当部局

〒540-8559

大阪府大阪府中央区大手前4丁目1番76号

大阪合同庁舎第4号館15階

国土交通省大阪航空局 総務部 経理課 契約係

電話番号 06-6949-6206

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成27年7月1日から平成27年7月31日まで。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。)

交付場所 1) 4.(1) 担当部局

2) 〒901-0143

沖縄県那覇市安次嶺531-3

国土交通省 大阪航空局 那覇空港事務所 会計課

電話番号 098-859-5109

- 3) 4. (2) 1)及び4. (2) 2)の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、4. (1)に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

(3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成27年7月1日から平成27年7月31日まで。
(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。)

提出場所 4. (1)に同じ。

提出方法 申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）することにより行うものとする。

(4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札日時 平成27年10月1日 17時00分まで

提出方法 電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、入札日時までに4. (1)あて持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）すること。

開札日時 平成27年10月2日 10時00分

開札場所 大阪航空局13階入札室

入札執行回数 原則として2回を限度とする。ただし、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>
問い合わせ先 上記(1)の担当部局と同様。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- 1) 入札保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代わる担保とすることができる。

また、入札保証保険契約を締結した場合は、入札保証金の納付を免除する。

なお、詳細は入札説明書を参照すること。

イ 提出期間：平成 27 年 8 月 26 日から平成 27 年 10 月 1 日

(利付国債の提供の場合は平成 27 年 9 月 24 日)

但し、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日を除く 09 時 00 分から 17 時 00 分までの間。

ロ 提出場所：〒540-8559

大阪府大阪市中央区大手前 4 丁目 1 番 76 号

大阪合同庁舎第 4 号館 15 階

国土交通省 大阪航空局 総務部 経理課 契約係

電話番号 06-6949-6206

ハ 提出方法：書類の提出は、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送する（書留郵便と同等のものに限る。）ことにより行うものとする。ただし、提出の期限の日までに必着とする。

- 2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、詳細は入札説明書による。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方式

上記 3 (3) に定める評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で

発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(5) 契約後 VE の提案

契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(6) 配置予定監理（又は主任）技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむ得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(7) 当該工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理（又は主任）技術者及び現場代理人とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）

(8) 手続きにおける交渉の有無 無。

(9) 契約書作成の要否 要。

(10) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随時契約により締結する予定の有無 無。

(11) 開札後、予定価格の範囲内の価格で入札したすべての者に対して施工体制確認のヒアリング等を行う。また、追加資料の提出を求める。

(12) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。

(13) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も 4.(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争入札に参加するためには、開札の時に於いて、2.(2)に掲げる資格の認定を受けていないなければならない。

(14) 詳細は入札説明書による。

6. Summary

(1) Official in charge of disbursement the procuring entity :

TAKESHI GAMOH Director-General of the Osaka Regional Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and Tourism.

- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract : Construction work of naha airport Runway crossing cable duct new construction
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic procurement system : 17:00 July 31, 2015
- (5) Time-limit for the submission of tenders by electronic procurement system : 17:00 October 1, 2015 (tenders brought along with : 10:00 October 2, 2015 or submitted by registered mail : 17:00 October 1, 2015)
- (6) Contact point for tender documentation : Accounting Division, Osaka Regional Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and Tourism, 4-1-76 Otemae, Chuo-ku, Osaka, 540-8559 Japan. TEL 06-6949-6206